

月例研究会（2012年11月28日）  
公的年金の世代間格差論に  
おける「保険原理」

畠中 亨

公的年金をめぐる議論で、特に強い影響力を持つ世代間格差論において、「保険原理」というキーワードがその論旨の中核に用いられることが多い。保険原理という概念はかつて社会保障をめぐる議論の争点となってきたものであり、そうした議論の再確認も含めて、再考する意義があるように思われる。本稿はこうした視点から、現実の年金改革とそれを巡る諸研究との関係性を明らかにし、今後どのような論点が社会保障に関する実証研究として成り立ちうるか検討する。

世代間格差論の公的年金に関する論点は次の三点に集約される。第一に、市場経済における自己責任の原則を重視し、本来的にすべての人は老後の備えを自分自身で用意する必要があるとする。リスク分散のために民間の年金保険に加入することが望ましいとされる。第二に、民間の年金保険の限界である。民間保険には、逆選択、モラルハザードといった市場の失敗による限界がある。そのため、市場の失敗に対する政府の干渉として公的年金が必要であるとされる。第三に、公的年金は出来るだけ民間の年金保険に近い形で運営されるべきと主張される。特に個々人が支払う保険料と給付との整合性が重要であり、世代間で負担と給付の関係に不公平が生じる賦課方式による運営は問題視される。そして、給付と負担が整合する積立方式への転換が求められるのである。

こうした、世代間格差論は研究者間のみならず、一般市民にも広く認知されるに至り、

2000年代後半以降の公的年金の給付と保険料負担引き上げ抑制を強く後押しした。

世代間格差論は、世代ごとに給付と負担が整合しない現行制度を批判し、給付と負担が「フェア」な関係となる民間保険に近い公的年金の財政運営を理想としている。給付と負担が「フェア」な関係とは、伝統的保険学における保険原理のうちの給付・反対給付均等の原則に相当するものである。したがって、世代間格差論の主張は、公的年金制度への保険原理の厳格な適用を求めるものと言い換えることができる。ただし、公的な社会保険では、給付・反対給付均等の原則は厳密には成立しない。

かつて工藤恒夫は近藤文二の社会保険理論を批判する過程で、社会保険における保険の本質は、「加入者が拠出という『自己責任』＝『自助』の義務を果たすことによって始めて、その給付が権利として正当化されるという権利・義務」の関係にあり、このことを資本積的保険制度の共通の「保険原理」と定義した。また「保険原理」に相對する概念として「社会的扶養の原理」が混入し、二つの概念の二重性に社会保険の特質があるとしている。

世代間格差論の主張には、この「保険原理」の強化がその根底に内在している。こうした立場は、近年指摘されている格差・貧困問題を解決しようとする立場と正反対に位置するものである。格差・貧困問題解消を目指し、社会的扶養の原理強化の立場に立って実証研究を組み立てるならば、世代間格差論に対する批判的視点が必要である。こうした視点からの分析課題として、第一に現状の制度分析を通して、制度に内在する保険原理の構造を明確化すること、第二にそうした制度の構造と、格差・貧困の存在との因果関係を証明することなどがあげられる。

（はたなか・とおる 大原社会問題研究所兼任研究員）